

第526回鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和3年6月24日（木）10時00分～11時30分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、植木委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、田中委員、林委員、森委員、山崎委員

使用者代表委員 花原委員、平木委員、宮城委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 石田労働局長、高橋労働基準部長、宮地監督課長

今井賃金室長、野口賃金室長補佐、

田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議事

- (1) 会長及び会長代理の選任
- (2) 鳥取地方最低賃金審議会の運営について
- (3) 鳥取県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (4) 鳥取県最低賃金専門部会の設置について
- (5) 鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取の方法について
- (6) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- (7) 鳥取地方最低賃金審議会審議日程について
- (8) その他

5 資料目次

- (1) 第56期鳥取地方最低賃金審議会委員名簿
- (2) 鳥取地方最低賃金審議会運営規程
- (3) 鳥取県の最低賃金

- (4) 年度別最低賃金改正一覧表
- (5) 鳥取県 費目別・世帯人員別標準生計費・費目別標準生計費
- (6) 消費者物価指数 全国・中国地方県庁所在地別総合指数、鳥取市10大費目指数
- (7) 毎月勤労統計調査（全国・鳥取県）
- (8) 令和3年 春季賃上げ 各集計機関別集計状況
- (9) 鳥取県内の雇用情勢、最近の雇用失業情勢（令和3年4月）
- (10) 山陰の「企業短期経済観測調査」結果（2021年3月調査）（日本銀行松江支店）
- (11) 鳥取県の経済動向（令和3年6月号）（鳥取県）
- (12) 鳥取県内の経済情勢（令和3年4月）（財務省中国財務局鳥取財務事務所）
- (13) 鳥取県の経済動向（R2.12～R3.6）、鳥取県内の経済情勢（R3.1、R3.4）
- (14) 鳥取県企業経営者見通し調査（令和3年第2回）（鳥取県）
- (15) 法人企業景気予測調査結果（令和3年4月～6月期調査）（財務省中国財務局鳥取財務事務所）
- (16) 鳥取県 企業の休廃業・解散動向調査（2020年度）（㈱帝国データバンク鳥取支店）
- (17) 令和3年度「最低賃金に関する基礎調査」の概要、調査対象産業表
- (18) 鳥取県最低賃金額と全国加重平均最低賃金額等の推移（平成24年～令和2年）
- (19) 令和3年度鳥取県最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領（案）
- (20) 最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制の確立を求める要請書（全国労働組合総連合中国ブロック協議会・鳥取県労働組合総連合）
- (21) 2021年度最低賃金行政に関する要請書（日本労働組合総連合会鳥取県連合会）
- (22) 令和2年度 改定最低賃金額の周知・広報の実施結果
- (23) 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導推移表

机上配付資料

- ・第60回中央最低賃金審議会資料
- ・令和3年度第1回目安に関する小委員会配布資料

6 議事内容

○野口賃金室長補佐 皆さん、こんにちは。ただ今から第526回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中を御出席いただきありがとうございます。私は賃金室長補佐の野口と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の審議会は公開しております、5名の傍聴人の方がお見えになっております。傍聴人の皆様には、傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますように、よろしくお願い申し上げます。

本日の委員の出席状況を御報告いたします。公益を代表する植木委員、道前委員、使用者を代表する徳田委員は御欠席でございますけれども、現時点で15名の委員のうち12名の方に御出席いただいております。会議は、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、委員の3分の2以上、又は、各側委員の3分の1以上の出席があれば成立することになっております。本日の会議はこの定足数を満たし、有効に成立していますことを御報告させていただきます。

会長及び会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行させていただきます。

それでは、まず、鳥取労働局長の石田から御挨拶申し上げます。

○石田労働局長 皆様、おはようございます。鳥取労働局長の石田でございます。

皆様方には日頃から労働行政の推進に当たりまして、御理解、御支援賜りまして、厚く御礼申し上げます。また、このたびは大変お忙しい中、鳥取地方最低賃金審議会の委員に御就任いただきまして、誠にありがとうございました。重ねて感謝申し上げます。

昨年度の地域別最低賃金の状況でございますが、コロナ禍におきまして、目安が11年ぶり、リーマンショック時以来に引上げ額の目安が示されないという中でございました。その中ではございますが、公労使各委員の皆様の精力的な御審議によりまして、全会一致により取りまとめられまして、2円引上げの答申を頂き、鳥取県最低賃金は時間額792円でございます。

また、コロナの感染拡大は県内の雇用、経済にも大きな影響を与えているところでしたが、この間、労使の皆様、関係機関の皆様の御努力によりまして、一定の雇用維持も図られてきたものというふうに思っております。この点につきましても改めて併せて感謝申し上げたいと思います。

足下の雇用情勢でございますが、月間有効求人倍率が5か月連続で上昇しているなど、

一定持ち直しの動きも見られているというふうには見ておりますが、そんな中でもやはり業種や企業規模間によってはその回復度合いにも開きが見られます。これが本格的に回復基調につながるかどうかということにつきましては、まだまだ予断を許さないという状況であるかと思っております。

このような中で、一昨日、6月22日になりますが、中央最低賃金審議会が開催されまして、厚生労働大臣から目安、地域別最低賃金の改定の目安額についての諮問が行われました。その同審議会におきましては、三原厚生労働副大臣が、ポストコロナを見据え、経済の好循環を実現するためには最低賃金を含めた賃金の引上げ、継続が不可欠、賃上げしやすい環境整備に向けて、引き続き関係省庁とも連携してより一層の支援に取り組む。審議会におかれてはこうした政府の取組も視野に入れながら、より早期の全国加重平均1,000円の実現の一步となるよう御審議をお願いしたいとの御発言があったところでございます。

委員の皆様におかれましては、これから夏の暑い時期にかけての御審議となり、大変御苦勞をおかけするかと思いますが、本年度も審議会の自主性を十分に発揮していただきまして、最低賃金の趣旨や鳥取県を取り巻く様々な諸情勢なども御配慮いただきながら御審議を賜ればと思っております。

私ども事務局といたしましては、円滑かつ充実した審議となりますよう精いっぱい努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○野口賃金室長補佐 続きまして、審議会委員の改選がございましたので、本日御出席の皆様を資料1の委員名簿の順に従い御紹介させていただきます。

〔出席委員紹介〕

○野口賃金室長補佐 次に、私ども事務局職員がこの4月1日付けの異動により一部代わりましたので、御紹介させていただきます。

〔事務局職員紹介〕

○野口賃金室長補佐 次に、(1)の会長及び会長代理の選任というところに入らせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事(1)の会長及び会長代理の選出でございますが、最低賃金法第24条第2項の規定により、会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。

選挙の方法につきましては、慣例により委員から推薦を頂き、全ての委員の同意をもって決定しておりますので、本年も同様の方法で進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

認めていただいたということで、ありがとうございます。

それでは、会長及び会長代理について御推薦いただけますでしょうか。

○石川委員 よろしいでしょうか。

○野口賃金室長補佐 石川委員、よろしく申し上げます。

○石川委員 これまでのこの委員会での御活動、そして御専門を踏まえまして、会長に佐藤委員、会長代理に中野委員を推薦いたします。いかがでしょうか。

○野口賃金室長補佐 今御発言いただきましたが、会長に佐藤委員、会長代理に中野委員を推薦いただきましたが、御異議無ければ御承認いただいたということで、よろしいでしょうか。（「異議無し」と呼ぶ者あり）

御承認ありがとうございます。

全員の承認を頂きましたので、佐藤委員に会長を、中野委員に会長代理をお願いします。

それでは、事務局の方で座席の調整をさせていただきます。

それでは、佐藤会長、中野会長代理に御挨拶を頂きたいと思います。

○佐藤会長 こんにちは。会長の方に今御推薦いただきました佐藤です。今年はよろしく申し上げます。非常に昨年からはやり病で、世の中こういう状況になっていて、去年は、来年は元に戻ったらいいねと話してきましたが、今年もこのような感じになっております。その中で最低賃金を決めていかなければならないということで、皆様には御苦勞をおかけしますが、忌憚の無い御意見を頂きまして、労働者側、使用者側、双方納得のいく金額で終われたらいいなと考えております。よろしく申し上げます。

○野口賃金室長補佐 ありがとうございます。

中野会長代理に御挨拶をお願いいたします。

○中野会長代理 会長代理に任命いただきました中野でございます。会長をサポートしながら審議会の運営に取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○野口賃金室長補佐 ありがとうございました。

それでは、佐藤会長、この後の議事進行につきましてよろしくをお願いいたします。

○佐藤会長 それでは、本日の次第に従って進めていきたいと思っておりますが、まず、議事の1番目は終わりましたので、2番目です。鳥取地方最低賃金審議会の運営について、事務

局から審議会及び議事録の公開、議事録の署名等についての説明をお願いします。

○今井賃金室長 それでは、審議会の運営について御説明をさせていただきます。資料目次から始まります資料の3ページを御覧ください。

こちら3ページには、鳥取地方最低賃金審議会の運営に関する必要な事項について、鳥取地方最低賃金審議会運営規程が定められているところでございます。審議会及び議事録等の公開につきましては、第6条に審議会の公開、第7条に議事録等の公開について規定してございます。いずれも、原則は公開の取扱いとなっておりますが、公開することにより個人情報の保護に支障を来す場合、個人や団体の権利が不当に侵害されるおそれがある場合、審議会の率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長が審議会の非公開や議事録等の非公開、一部非公開などとする事ができる取扱いとされているところでございます。なお、議事録には発言された委員皆様の個人名と発言内容の全てを記録することとなっておりますので、あらかじめ御承知おきください。

また、中央最低賃金審議会におきまして、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、審議会の開催方法及び議事録の署名について、会長が必要と認めるときはテレビ会議システムを利用する方法によって会議に出席することができること、また、議事録の署名を廃止することについて、中央最低賃金審議会運営規程が改正されたところでございます。

なお、地方最低賃金審議会におきましては、各地域の事情等を考慮して改正の有無を判断するよう指示を受けているところでございます。

事務局といたしましては、事務局の通信環境が十分でないこと、審議は単なる資料の説明にとどまらず、リモートでは発言者の気持ちが十分に伝わらない懸念が残ること、署名については保存される文書が真正であることの各委員の確認と、後にもその旨検証できることが必要であることとの考えによりまして、審議会については対面による会議形式で開催することとし、議事録の署名につきましては、従来どおり審議会終了後に事務局で発言状況を取りまとめたものを御出席されました委員全員に議事録案をお示しし、内容確認や修正等を行った上で、議事録署名人の委員に御署名を頂く取扱いでよろしいか、ここで御確認をお願いいたします。

さらに、議事録の署名に関してでございますが、御覧いただいております次のページの資料4ページにおきまして、鳥取地方最低賃金審議会運営規程第7条第1項でございますけれども、こちらに、議事録には会長及び会長が指名した委員2人が署名するとなっております。従来から、当該年度最初の審議会におきまして、会長から年間を通じて署名委員2

名を御指名いただき、署名委員が審議会を欠席された場合には、会長からその回の署名委員を指名するという方法での運用とされてきたところでございます。この議事録署名に関しましても、本年度も同様に行うことの確認と、会長から署名委員の御指名をお願いいたします。

以上、審議会、議事録の公開、審議会の開催方法及び議事録の署名につきまして、今年度の方針等を御検討、御確認をお願い申し上げます。

○佐藤会長 今井室長、ありがとうございました。

今の事務局説明について、何か御意見、御質問等ありましたらお願いします。（「ありません」と呼ぶ者あり）

では、無いようです。

近年の審議会は全て公開とされておりますし、議事録も個人、団体名など個人情報に関するものを除いて公開の取扱いとしていますが、委員の皆様にも異論が無ければ、今年度全ての審議会について従来どおりの取扱いとさせていただきますが、いかがでしょうか。

（「異議無し」と呼ぶ者あり）

では、従来どおり、公開の取扱いとさせていただきます。

次に、テレビ会議システムの活用及び議事録の署名廃止につきましては、他県の地方最低賃金審議会の動向に注視しつつ、今年度は昨年までと同様、従来どおりの取扱いとさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○河村委員 1点、よろしいでしょうか。

○佐藤会長 はい。

○河村委員 直近の状況を考えれば、それでおおむねよろしいかと思えます。ただ、この先どういう状況が考えられるのかということも、危機管理的な要素もあろうかと思えますので、例えばそのウェブの環境がないからできないということだけは避けなければならないと思っています。ウェブの環境が無いから最低賃金審議会の審議ができないなんて、そんなお粗末な話は無いと思っていますので、そういったことからすると、環境の整備には準備をしていただくということをお願いしたいと思います。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

○今井賃金室長 しっかり受け止めて、環境整備に努めさせていただきます。よろしくお願いたします。

○佐藤会長 それでは、議事録の作成、出席委員による確認及び議事録の署名委員につき

ましては、こちらも従来どおりの取扱いとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

では、今、皆さん御承認いただきましたので、議事録の署名につきましては、それでは労働者側は田中委員に、そして使用者側は宮城委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田中委員 承知しました。

○宮城委員 承知いたしました。

○佐藤会長 では、よろしく申し上げます。

それでは、次の議事に行きたいと思います。3つ目、鳥取県最低賃金の改正決定（諮問）について、事務局から御説明をお願いします。

○今井賃金室長 それでは、説明いたします。最低賃金法第12条によりますと、地域別最低賃金の改正については最低賃金法第10条の例によるとされているところでございます。同条では、都道府県労働局長は地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて地域別最低賃金の決定をしなければならないと規定しているところでございます。

それでは、鳥取県最低賃金改正の諮問を行います。

鳥取労働局長から会長へ諮問文をお渡しさせていただきます。

〔局長から会長へ諮問文手交〕

○佐藤会長 諮問文の写しは行き渡りましたでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、諮問文の読上げをお願いいたします。

○今井賃金室長 それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

鳥労発基0624第1号、令和3年6月24日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取労働局長、石田聡。

鳥取県最低賃金の改正決定について（諮問）。

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、令和3年度鳥取県最低賃金（昭和55年鳥取労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、事務局から諮問に至る資料等の説明をお願いいたします。

〔資料説明〕

○佐藤会長 ありがとうございます。

今資料を説明いただきましたが、何か意見、質問等ありましたらお願いします。

○田中委員 いいですか。

○佐藤会長 では、田中委員。

○田中委員 質問ではないのですが、本年度の諮問が中央最低賃金審議会で示されたということを受けて、我々の思いをちょっと語っておきたいなと思っております。

まず、経済財政運営と改革の基本方針2021、いわゆる骨太方針で、多分今回初めてでしょうけれども、全国加重平均、全国平均というような表現だったと思いますけども、加重平均1,000円ということが記載をされております。これは47都道府県の平均が1,000円以上じゃなくて、最低賃金の近傍で働く人が1人当たり平均1,000円以上ということでございますので、これまでの骨太方針とは多少踏み込んだ表現になっているのではないかと受け止めております。

その上で、コロナ禍という状況で、実はこの最低賃金近傍で働く人が不安定雇用の方、その中でも女性労働者が非常に影響を受けておりまして、報道等でも初めて耳にしたのですが、生理の貧困とか、そういうような言葉も発せられるような状況になっているというのが現状でありまして、2年連続、昨年のような結果では、この日本経済、鳥取県経済は太刀打ちできなくなってしまうという危機感を持っております。

当然使用者側にも厳しい経営環境というのはあるわけございまして、中小企業や小規模事業所が賃上げしやすい環境整備に不断の努力をしていくということのも大事なことだと思っております。そういう意味からも、我々公労使に与られた使命といいましょうか、この最低賃金審議会の役割というのは以前にも増して重要だと受け止めております。

その中で、我々労働者側として、この審議会に臨む基本スタンスを4つほど申し上げておきたいなと思っております。

1番目として、労働者の生活、雇用不安を払拭し、再び鳥取県の経済を上向きにしていくということ。そのためにはやはり最低賃金の引上げというのは、先ほどの状況、言ったとおりございまして、不可欠だと思っております。確実に社会の安定のセーフティーネットとして、言い換えれば、鳥取の県民の働く者へ元気や勇気を与えるようなメッセージとなるような賃上げにしていく必要があると一つには思っております。そういう意味からも、昨年は中央最低賃金審議会が目安が出ませんでした。結果的にDランクを見ますと、後出しじゃんけんのところが優位になったような結果になっておりまして、ああいうこと

は決してあってはいけないという思いを持っておりますので、一言、言っておきます。

2番目ですが、現在の地域別最低賃金が内包する課題、これは今のシステム上、A、B、C、Dランクがありまして、東京の1,013円と、そして鳥取県を含む6県の792円、この構図は今の最低賃金制度ではなかなか格差が埋まらないというのが実態でありまして、中央の方では在り方検討もなされるようでございますけれども、この絶対額の低さや地域間格差の開き、これを何とか解決していく方法が必要じゃないかなと思っております。

それから、3番目として、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備すべきということで、これは行政の役割が大きいでしょけれども、しっかり取り組んでいただいて、我々労働者の賃金が上がるばかりではなくて、お互いがやはり非常に厳しい環境あるのですが、ウィン・ウィンと、会社の存続、発展なくして、そこで働く人の幸せは無いわけでございますから、しっかり、特に中小企業・小規模事業者の賃上げがしやすい環境づくりを提言しておきたいなと思っております。

それから、4番目ですが、今の法律、同一労働同一賃金の中小企業の適用、それから、有期・短時間・契約等労働者の待遇改善アプローチが、今後、法律も整備されて進むことを踏まえれば、非常にこの最低賃金という役割が従来に増して大事でございます、引上げという方向が大事ではなかろうかなと思っております。

以上4点なのですが、その上で、今日の資料にもありましたけれども、いわゆる労働組合がある組織労働者の賃上げ結果を見てみますと、中小でも1.7%ぐらい、組織労働者、こういう環境でも上がっているのも事実でございます。先ほど言いました最低賃金近傍で働いている方は基本的には未組織労働者という状況でありまして、ここの底上げ、底支えなくして、日本経済、鳥取経済の再生は無いわけでございます、当然それ以上の賃上げに向けて公労使が真摯に議論を深めるものだと思います。具体的には今、日本の最低賃金の加重平均が902円でございますので、例えば2%上げるとするならば18円など、そういったことについて中央最低賃金審議会で真摯に議論を深めて、しっかりとした目安を出していただくことが、この地方審での審議の重要な取組の一つの目安になるのではないかと受け止めておりますので、以上、発言をさせていただきました。

○佐藤会長 田中委員、ありがとうございました。

使用者側から何かありますか。

では、宮城委員さん。

○宮城委員 使用者委員の宮城です。今日は最低賃金の改正決定について（諮問）という

ことで、二つの、基本方針及び実行計画等に配慮した貴会の調査審議をお願いするとなっております。それで、この二つの内容について見ておりましたが、これはお願いなのですが、今日、机上配付資料がありますね、100ページ以上だろうと思います。この中にこの二つの閣議決定したものの文章、重複して入っている部分もあると思うのですが、下にページ数を打ってありますが、もう一つの資料のようにトータルのページ数を赤で一緒に入れていただければ。

○今井賃金室長 分かりました。

○宮城委員 と申しますのは、これからちょっと話したいものですから。

まず、こちらの諮問の中であった「経済財政運営と改革の基本方針2021」と「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」は机上配付資料の中にあるのですが、この二つに配慮して調査審議をお願いしたいということですので、この中について若干コメントさせていただきたいと思っております。

先ほど労働者側からお話がありましたけれども、机上配付資料「第60回中央最低賃金審議会資料」の資料ナンバー4「経済財政運営と改革の基本方針2021」の1ページ目に、大きな題目の4、感染症の克服と経済の好循環に向けた取組とあるのですが、今、経済の方がかなり疲弊しておりまして、県内でもかなり業種によっては苦しい状況が続いているというのは全国的なものなのですが、まずはこのコロナの対策が進まないで経済の回復というのはなかなか難しいのではないかと感じておりますので、その辺の対策をしっかりとっていただきたいと思っております。

その上の1ですね、経済の現状と課題、先ほど労働者側からありましたけれども、これの6行目の真ん中からですね、「雇用を確保しつつ成長分野への円滑な労働移動を促進するとともに、賃上げモメンタムを維持・拡大し、成長と雇用・所得拡大の好循環を目指したマクロ政策運営を行っていく」と書いてあります。まあ、賃上げ方向で考えていただきたいというお話なのですけれども。まず、県内でも全国的でも、中小企業がかなりの割合いますから、そこが元気にならないとなかなか賃上げというのは難しいと思いますし、先ほど労働者側からお話のあったように、組合の無い中小零細企業っていうのはかなり厳しい経済状況にあるのではないかと感じておりますので、こういう方々を救うためにも経済政策をしっかりとっていただきたいと思っております。

その中で、その基本方針の4ページ目、観光・インバウンドの再生とあるのですが、県内の情勢を見ると、観光・インバウンドというのが、海外からの旅行客が激減して非常に苦

しい状況にある。先般もこの業種の方とお話ししたのですが、かなり厳しい状況にあるということですので、まずは小売や観光・インバウンド、様々な業種があるのですが、全ての業種がかなり今落ち込んでいるのですけれども、観光・インバウンドというのは県内の大きな産業の一つでございますので、こちらの方にも支援、力を入れていただきたいと思っております。

それで、5ページの大きな7の上から3行目、いわゆる基本的な考え方として、3行目の後ろから、「実質2%程度、名目3%程度を上回る成長、600兆円経済の早期実現を目指す」と書いてあります。これは当然大事なことですけれども、従来の実績を見ますと、今日の資料にあるのですが、もう一つの厚い資料の119ページを開いていただきたいのです。

こちらの方に鳥取県内の最低賃金の引上げ額、引上げ率、影響率等を記載してありまして、一番右の方に名目GDP、実質GDPの前年比の増加率を記載してあります。これを見ますと、名目2%、実質3%をクリアした年というのがほとんどないというのが実態で、かなり政策をきちっとしてもらわないと難しいのではないかと思います。それと、たしか平成26年、27年の数字からGDPの算出方法が変わったのですよね。だから、平成26年で急にぽこっと上がっているのですけれども、その辺のところがあるかと思っておりますので、前の方法で算出したらどうなのかという、どんどん係数は見直ししなければいけないのですが、数字だけ見てみると、ああ、この年上がったのだなと思うかもしれませんがけれども、たしか指標が変わったと思っておりますので、それを踏まえて、その後のことはこういう成長率になっているのですが、名目2%、実質3%を達成しないと賃金もなかなか難しいのではないかなと思っておりますので、その辺のところをみんなで力と色々な考え方を結集しないといけないと思っておりますので、それは当然のことながら労使で一体となって頑張っていきたいと思っております。

それで、最後に資料ナンバー5、もう一つの指針ですけれども、成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップというのがあるのですが、ここでやはり申し上げたいのが、この1ページの大きな3番目の大企業と中小企業との取引の適正化ということで、これは毎年最低賃金の協議の中で話が出るのですけれども、やはり県内の中小企業は下請企業が多いわけですから、大企業からの発注を受注して、加工賃等で賄っている企業はかなりあると思っておりますので、この取引の適正化というのを昨年もおっしゃっておられました。いろいろなGメンといいまじょうか、そういったものを活発に活用していただいて、大企業から

中小企業への発注状態を検査するといひましようか、適正に運用されているかを見ることがもしていただひておりますけれども、大企業から中小企業の取引の適正化ができないと、やはり中小零細、下請企業の皆さんは賃金を上げることがまたできないと思ひておりますので、ここの支援を強力に進めていただひて、中小企業が賃金を上げられるような状態になるような施策と対策をお願ひしたいと思ひます。長々と説明しましたけども、以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

室長、お願ひします。

○今井賃金室長 すみません、資料の方につきまして、次回からページ数を付けるようにさせていただきます。1点だけ説明しますと、後ろの方にかなり表がござひまして、一度ページを打ったのですけども、ちょっとかぶるのを嫌がられる委員もいらっしやるのではないかと、私の方で勝手に判断し、ページ数を抜いてしまひました。この点、次回より改善いたします。よろしくお願ひします。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。

では、無いようですので、次の議題に進めていきたいと思ひますが、4番目、鳥取県最低賃金専門部会の設置について審議します。

では、事務局から御説明お願ひします。

○今井賃金室長 説明いたします。最低賃金法第25条第2項で、最低賃金の決定又はその改正について調査、審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない旨が定められているところでござひます。そして、同条第3項で、専門部会は政令で定めるところにより関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員、各同数をもって組織するとされ、これに関し最低賃金審議会令第6条第1項で、専門部会の委員の人数は9人以内とするとされているところでござひます。これに基づきまして、従来から公労使を代表する委員それぞれ3名ずつ、計9名で専門部会は構成されております。以上でござひます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、今年も専門部会の方ですけれども、従来どおりで進めていきたいと思ひますが、いかがでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、従来どおり公労使3名ずつとさせていただきますと思ひます。

では次に、専門部会の委員の選任手続などについて、事務局からお願いします。

○今井賃金室長 最低賃金審議会令第6条第4項では、地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命に当たっては、関係者に対し、相当期間を定めて候補者の推薦を求めなければならないとされているところでございます。つきましては、本日審議会終了後、鳥取労働局と県内の労働基準監督署の掲示板に7月12日まで専門部会の委員の推薦公示をいたします。また、鳥取労働局のホームページでもお知らせしたいと考えております。その後、委員が推薦のあった者の中から局長が任命することとなります。専門部会の委員につきましては、次回、第527回審議会において御報告させていただきます。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

最低賃金審議会令はこの冊子の150、151ページにありますので、御覧いただきたいと思いますが、その中に第6条第7項というところに専門部会の廃止手続についての記載があります。最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは審議会の議決によりこれを廃止するものとされていますが、あらかじめ本審議会の中で決めておくということなので、この条文どおり審議が終われば廃止するということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、そのようにさせていただきたいと思います。

では、続けまして、5番目、鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取の方法について、事務局から説明をお願いします。

○今井賃金室長 意見聴取につきまして御説明いたします。

意見聴取につきましては、ここ数年、次の三つの方法で意見を集約して審議に反映していただいているところでございます。

まず、一つ目でございますが、こちらの最低賃金決定要覧の146ページをお開きいただきたいと思います。

最低賃金法第25条第5項の規定により、最低賃金審議会は最低賃金の改正の決定について調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとなつてございます。この意見を聴く方法につきましては、この決定要覧の155ページ、最低賃金法施行規則第11条第1項、都道府県労働局長は、最低賃金の改正決定について、最低賃金審議会に調査審議を求めた場合、遅滞なく、最低賃金審議会が第25条第5項の規定による関係労働者及び関係使用者の意見を聞く旨を公示すると規定しているところでござ

います。

これを受けまして、本日から7月12日まで、鳥取労働局と県内の労働基準監督署の掲示板に意見の募集公示を行います。また、鳥取労働局のホームページでも意見募集の記事を掲載いたします。

二つ目といたしまして、この最低賃金決定要覧の155ページの第11条第2項におきまして、公示により提出された意見書のほか、当該意見書を提出した者、その他の関係労働者及び関係使用者のうち相当と認める者をその会議、この会議には専門部会の会議を含みますが、その会議に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする規定がございます。これを受けまして、本日から7月12日まで労働局のホームページで意見発表者の募集を行う予定でございます。応募がございましたら、例年どおり意見陳述人による意見陳述の場を設けたいと考えております。

三つ目でございます。意見聴取に加えまして、従来から書面により使用者とその労働者の意見も聴取してございます。本年度の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領につきまして、御説明いたします。

通常資料の121ページを御覧いただけますでしょうか。この121ページに今、申し上げた書面による意見聴取の実施状況、実施要領（案）をお示ししてございます。

関係事業主及び労働者から意見を聴取するため、例年最低賃金に関する基礎調査で有効回答いただいた事業所及びタクシー業の事業所の事業主と労働者から、アンケート形式による意見聴取を行っております。本年度も例年同様に実施をさせていただきたいと考えております。この実施要領（案）の2に今年度の選定基準をお示ししております。昨年度との変更点は、実施対象事業所数と選定基準に若干の変更がございます。昨年度は、産業区分ごとに東・中・西3地区の地区ごとに市部から1事業所、郡部から1事業所をそれぞれ選定するという方法でございました。一方、本年度の基礎調査の回答状況を見ると、特に郡部においてこのルールでは選定できないこととなる業種や規模が生じること、また、昨年度は対象事業所が不足する場合は製造業で補填することとしておりましたが、本年度の回答状況では不足事業所を全て製造業で補填することが困難であることが分かりました。そこで、基本的に従来の選定方法を大きく変えず、偏りない事業所の選定方法として実施要領（案）の一部を変更させていただきたいと考えております。

まず、基礎調査の対象の7業種については変更いたしません。ただ、規模のくくりにつきまして、従来は労働者30人未満という一くくりであったものを10人未満、10人以

上29人以下の2区分といたします。次に、選定区分につきまして、従来は東・中・西部の地区ごとに各市部から1事業所、各郡部から1事業所としておりましたが、先ほど御説明申し上げたとおり、このとおりでは選定できないため、4市から各1事業所、郡部はそれぞれ1個ずつではなく、全郡部で4事業所を選定するという方向に変更させていただきたいと考えております。これによりまして、7業種、規模2区分で14となり、この区分について、4市から1事業所なので、14掛ける4の56事業所となります。全郡部は、4事業所なので、14掛ける4の56事業所となります。この選定方法で56足す56の112の事業所を選定することといたしたいと考えております。昨年度は、120事業所としてございましたけども、これにより112事業所となります。そして、昨年度はその同数の120事業所を確保するため、不足分を全て製造業から抽出としておりましたが、本年度は他階層から補填することとさせていただくことを計画してございます。

最後に、基礎調査の対象となっておりませんが、タクシー業においても例年どおり対象といたします。郡部から4事業所の12事業所を選定いたします。今、申し上げましたとおり、タクシー業について12事業所を対象とすることに変更はございませんが、昨年度は各市から2事業所で、8事業所、県内各郡部から4事業所としていたところ、本年度は各市ではなく、県内4市を一くくりにして8事業所と、各郡部からではなく、全郡部を一くくりにして4事業所を選定する方法で実施を予定してございます。

合計で112プラス12の124事業所を対象として実施する計画でございます。以上の対象事業主及びその事業所で一番賃金の低い労働者1名を対象として、例年どおり123ページ以降にございます事業主に対する趣旨を記載した依頼文、用紙及び返信用封筒を送付すると共に、労働者用の用紙及び返信用封筒を郵送して実施する予定でございます。

なお、アンケートの内容につきましては、125ページ以降にございますが、内容につきまして昨年度と同様に変更はございません。以上で説明を終わります。

○佐藤会長 ありがとうございます。

意見聴取について、ただ今、御説明いただきましたが、何か意見、質問等がありますでしょうか。

では、田中委員。

○田中委員 御丁寧に御説明いただいたのですが、いい方向だと受け止めたいと思います。最終的には、この意見聴取や統計調査によって影響率等の算出もなされるものでございます。重ねて言いますが、昨年の調査結果の不備によって、影響率に影響が出る資料

が提示されたと、このことは非常にこの審議会の金額審議に影響を及ぼすことですので、再発防止もなされておりますけれども、慎重には慎重を期して、この部分の資料作成を重ねて切に要望しておきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○今井賃金室長 御指摘ありがとうございます。慎重には慎重を期し、確實、正確な資料をまとめ、御報告をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤会長 ほかにありますでしょうか。

では、宮城委員。

○宮城委員 大変丁寧な御説明ありがとうございます。内容は分かりましたが、こうして文字になりますと非常に頭の整理がつかないものですから、人数や従業員数などそういったものを全部マトリックスにさせていただいたら非常に分かりやすいですし、質問するにもしやすいので、できれば次からはそういう形でお願ひできればと思います。

専門部会のときにはマトリックスで作ったものを提出していただければ、審議に使わせていただきやすいと思いますので、よろしくお願ひします。

○今井賃金室長 説明する資料につきましては、次回より改良させていただきます。また、専門部会で出すのは、その考え方を表にするような形ということでよろしいですか。

○宮城委員 はい。

○今井賃金室長 そちらの方も作成して提出をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○佐藤会長 資料作成よろしくお願ひします。

ほかにありますでしょうか。

では、資料の方は事務局にお願ひをするといたしまして、方法等は事務局の説明があった方向で意見聴取の方をお願ひするということにしたいと思います。では、お願ひします。

○宮城委員 ありがとうございます。

○佐藤会長 では、引き続き、6番目に行きたいと思います。

最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、事務局から説明をお願いいたします。

○今井賃金室長 それでは、説明申し上げます。

最低賃金審議会令第6条第5項には、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるとございます。鳥取県最低賃金の審議につきまして、専門部会が全会一致となり、第6条第5項が適用されます

と、専門部会報告をもって審議会でも決議がなされたものとみなされて、労働局長宛て答申がなされますので、審議会の開催が省略され、発効日が早まる可能性がございます。

昨今の審議会では、第6条第5項の規定の適用を決定していただいているところがございますが、本年度の鳥取県最低賃金の審議で適用するかどうかの御検討をお願い申し上げます。

なお、第6条第5項が適用された場合であっても、専門部会での結審が全会一致に至らなかった場合には、審議会を開催し、専門部会の報告を受けて改正決定の審議を行った後に、労働局長宛て答申いただくこととなります。以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、本年も例年どおり、全会一致の場合は専門部会の決議において結審するというところでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、従来どおり、そのようにしていきたいと思いますので、全会一致を目指して審議を進めていきたいと思いますということです。

それでは、7番目になります。鳥取地方最低賃金審議会の審議日程ですが、まだ専門部会委員が選ばれておりませんが、一応目安ということで事務局の方から説明をお願いします。

○今井賃金室長 今後の審議の日程について、御説明申し上げます。お手元に1枚物の今後の審議の日程の案について、お配りしてございますので、御用意の方をよろしく願いいたします。この日程（案）は委員の皆様の御都合等を調整した上で作成いたしました。候補日時についての事務局（案）でございます。

まず、本審の日程ですが、次回の第527回本審の候補（案）を7月21日、水曜日9時30分とさせていただきたいと考えております。この第527回の本審では、中央最低賃金審議会の目安伝達、特定最低賃金の改正の必要性の有無などの諮問を予定しているところがございます。

次に、専門部会の日程でございますが、委員選出前でございますので、あくまで予定でございます。専門部会の日程は、本来は部会委員が決まってからとなりますが、本審の日程に沿った予定とする必要がございますので、例年と同様、第4回までの専門部会を集中的に開催し、御審議いただくとの考えの下、開催日を予定させていただいております。8月5日木曜日、9時開催予定の第4回の専門部会で結審の場合は、同日15時30分より第528回本審の開催を予定させていただいております。第4回の専門部会で結審とならなかった場合には、同日午後の第528回本審は開催いたしません。その

場合は予備日として、8月6日9時に第5回専門部会を開催し、同日15時30分より第528回本審を開催する予定とする案を作成いたしました。

そして、異議審議といたしまして、8月5日結審の場合は8月23日10時より、8月6日結審の場合は、8月24日10時より本審を開催する予定として日程（案）を作成させていただいております。なお、会場はいずれもこちらの鳥取労働局庁舎でございます。私からの説明は以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。日程について今、御説明いただきましたが、何か意見、質問等がありますでしょうか。

なさそうですね。では、この審議日程で予定をいたします。7月の末から8月の頭にかけて、短期集中となりますけれども、格別の御協力をお願いいたします。

では、次に行きます。8番目、その他についてですが、何かありますでしょうか。事務局、お願いします。

○今井賃金室長 その他といたしまして2点、御提案、御報告いたします。

まず、1点目ですが、事業場視察について御提案いたします。最低賃金審議会における事業場視察については、一昨年度まで実施し、昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、訪問先事業場に感染リスクをおかけすることとなるため実施しないこととなりました。前回の第525回鳥取地方最低賃金審議会におきまして、今年度は実施する方向でと御説明をさせていただきましたが、今般の県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮いたしますと、昨年度同様に訪問先事業場に感染リスクをおかけすることとなりますので、今年度も実施しないことを御提案させていただきたいと思っております。

次に2点目ですが、こちらは御報告でございます。鳥取県最低賃金改正に関する各種団体からの要請でございます。本年度、これまでに最低賃金に関しまして、要請書の提出を受けており、これより御報告いたしますので、要請内容について御確認をお願いいたします。資料といたしましては、129ページ以降になります。

令和3年6月4日に全国労働組合総連合中国ブロック協議会議長、神部泰様と鳥取県労働組合総連合議長田中暁様の連名により鳥取労働局長宛てに、最低賃金引上げと全国一律最低賃金制の確立を求める要請書と題する要請書が提出され、要請がございました。内容をまとめますと、130ページを御覧ください。

1として、鳥取県最低賃金の凍結を行わず、時給1,500円への引上げを目指し、当面1,000円にすること。2として、最低賃金の地域間格差を解消するため、全国一律

最低賃金制度の制定を国に求めること。3として、最低賃金の引上げに対応した中小企業・小規模事業者支援の拡大、充実を講じ、企業間取引で下請業者いじめをさせない公正取引のルールの確立に向けた指導を徹底するよう、国や県、関係機関に求めていただくこと。4として、鳥取労働局が実施している業務改善助成金について、県の活用状況と政府の予算に対する執行状況を示していただくこと。5として、鳥取地方最低賃審議会の労働者側委員の選任に当たっては、公正な任命に努め、推薦された候補者、選任の方法、基準、結果を一般公開すること、旨の要請がございました。この要請を受け、鳥取労働局として対応し、内容について厚生労働本省へ報告及び鳥取県最低賃金審議会へ報告する旨回答をいたしております。

次に、131ページを御覧ください。令和3年6月23日に日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長、本川博孝様から鳥取労働局長宛て、2021年度最低賃金行政に関する要請書と題する要請書が提出され、要請がございました。内容の概略を申し上げますと、132ページを御覧ください。

1、地域別最低賃金についてとして、目安について、生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への改善を目指した改定額が決定されるよう強い指導を行うこと。（2）中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告の尊重といたしまして、目安全員協議会報告の趣旨を最大限尊重し、また同審議会の自主性を最大限発揮できる審議、運営を図ること。（3）10月1日発効に向けたスケジュール設定として、早期発効の趣旨を踏まえた審議会運営が図られるよう努められたいこと。

2、最低賃金の引上げの確実な実施として、中小・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係機関と連携を図ること。（2）業務改善助成金活用促進として、業務改善助成金については、中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境を整備すること。

3、特定（産業別）最低賃金についてとして、特定最低賃金の意義、目的の周知及び意義、目的を周知徹底すること。当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けた審議会運営がなされるよう最大限努めること。

4、最低賃金の履行確保として、監督体制の抜本的強化を図ると共に、摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。（2）最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直しとして、発注済みの公契約の金額を見直すよう地方自治体に対し、指導を強化すること旨の要請を受けました。

鳥取労働局として対応させていただき、ただ今、鳥取地方最低賃金審議会に報告させ

ていただきますと共に、この後、厚生労働本省へも報告をさせていただきます。その旨、回答させていただいたところでございます。私からの説明は以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今、事務局から事業場視察についてと、各種団体からの要請について説明がありましたけれども、何かございますでしょうか。特に御意見、御質問ありませんか。

では、事務局から御提案ありましたとおり、本年度も残念ながら事業場視察は実施しないということになります。また、2点にわたる要求、要望書が寄せられていることについては御説明いただきましたので、これについては特に皆さん、無いですかね。

では、特に無ければ以上で終わりたいと思いますが、事務局にお返しします。

○田中委員 1点、終わる前に一言だけ、すみません。

○佐藤会長 はい。

○田中委員 2番の審議会の運営の在り方のところで言えばよかったのですが、今、中央最低賃金審議会では、会議の公開ということ在全国の地方最低賃金審議会にうたっておりまして、ただ、それが進んでいないのが実態であります。この鳥取県を見たときに、私、多分10年ぐらいになると思うのですが、そのときから既にこの本審も専門部会も公開、そういう意味で今日も傍聴の方が来られておりますけども、こういう在り方を地方最低賃金審議会も求めてきているけれども、全国は全く進展していない、というのをここにおられる人で情報を共有したく、発言をさせていただきました。以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。特に無ければ、以上で本日の審議회를終了とさせていただきますと思います。

署名

会長

委員

委員